

## 第5期

# 第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画

令和4(2022)年3月

山 口 県

# 目 次

	頁
1 背景及び目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
2 管理すべき鳥獣の種類（特定鳥獣）	2
3 計画の期間	2
4 管理を行う区域	2
5 管理の目標等	2
(1) 現状	2
(2) 被害状況及び被害防除対策	1 1
(3) 狩猟者の状況	1 2
(4) 管理の目標	1 4
(5) 目標を達成するための基本的な考え方	1 4
6 鳥獣の数の調整に関する事項	1 5
(1) 個体群管理の考え方	1 5
(2) 個体群管理の目標	1 5
(3) 個体群管理の方法	1 6
7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	1 7
(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的	1 7
(2) 実施期間	1 7
(3) 実施区域	1 7
(4) 事業の目標	1 7
(5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価	1 7
(6) 事業の実施者	1 7
8 生息地の保護及び整備に関する事項	1 8
9 その他管理のために必要な事項	1 8
(1) 被害防除対策	1 8
(2) 調査研究	1 8
(3) 計画の推進体制	1 8
(4) 計画の進行管理	1 8
用語解説	1 9
◇参考資料◇	
資料1 山口県におけるシカの捕獲頭数及び農林業被害額	2 1
資料2 狩猟者登録状況	2 2

## 1 背景及び目的

### (1) 背景

本県に生息するニホンジカ（以下「シカ」という。）は、DNA解析の結果、南日本型に分類される数少ないホンシュウジカ個体群であり、生物地理学的にも生態学的にも貴重な存在と言われている。

しかし、戦後の乱獲等の影響により、昭和30(1955)年代前半には県北西部に50頭程度まで減少し、絶滅のおそれが生じたため、県は昭和37(1962)年以降、「オスジカ捕獲禁止区域」（平成11(1999)年解除）や「わな架設禁止区域」を指定して、個体群の維持・回復に努めてきたところである。

こうした取組により個体数は回復したものの、その後、生息頭数の増加や生息域の拡大が顕著となり、人の生活空間への出没等による農林業被害の増加など、深刻な影響を及ぼしている。

このため、県では、平成9(1997)年3月に「シカ対策検討報告書」を取りまとめるとともに、平成11(1999)年6月には同報告書に基づき、「山口県ニホンジカ保護管理計画」を策定し、その後「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、平成14(2002)年10月に第1期、平成19(2007)年3月に第2期、平成24(2012)年3月に第3期の「特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画」を策定し、その範囲を県北西部から県全域に拡大しながら、狩猟に係る規制の緩和や狩猟期間の延長等による狩猟の推進のほか、有害鳥獣としての捕獲や電気柵設置等による防護の強化、生息環境の整備等を総合的に実施してきた。さらに、平成20(2008)年に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）を踏まえ、市町との連携を一層密にして被害防除に取り組んできたところである。

こうした中、平成26(2014)年5月、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布され、法律の名称が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）に改められるとともに、鳥獣の保護管理に係る施策体系が整理され、「特定鳥獣保護管理計画」は、特に保護すべき鳥獣に関する「第一種特定鳥獣保護計画」と特に管理すべき鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」に区分された。これに伴い、平成27(2015)年3月に名称を第3期第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に変更し、新たな管理目標の設定や、年間捕獲目標数の拡大を行った。その後、平成29(2017)年3月に第4期第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を策定し、引き続き取組を行った結果、シカによる農林業被害は、平成26(2014)年度をピークに減少傾向にあるが、依然として高い水準で発生している。

### (2) 目的

生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林業の健全な発展を図る観点から、シカ個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に減少させ、かつその生息地を適正な範囲に縮小させることを目的として、「第13次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、「第5期第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画」を策定し、計画に基づく捕獲を進める。なお、将来的には絶滅を回避できる生息個体数（500頭程度）を目指す。

## 《参考》

平成4(1992)年度に環境庁(当時)が策定した「特定地域野生鳥獣保護管理マニュアル策定調査報告書(ニホンジカの保護管理マニュアル)」において、当面絶滅のおそれ少なく、防除のための管理も可能な個体群は、生息頭数500頭程度以上とされている。

## 2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

## 3 計画の期間

本計画の期間は、「第13次鳥獣保護管理事業計画」(計画期間:令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで)との整合性を図り、同計画の期間と同じ令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの5年間とする。

## 4 管理を行う区域

山口県全域とする。

## 5 管理の目標等

### (1) 現状

#### ① 生息環境

本県は本州の最西端に位置し、森林植生は東部の標高が高い地域を中心に、一部の温帯林を除き、ほとんどが暖帯林に属している。その中でシカは北西部の下関市、長門市、美祢市を中心とした地域に生息している。

3市の林野面積は、その総土地面積の約70%に当たる約10万9千haであり、その大部分の約10万7千haが民有林である(表1、表2)。このうち人工林面積は、約4万7千haであり、スギ、ヒノキが約9割を占めている(表2)。

餌資源については、東北地方の森林のようにササ類が森林の下層一面に繁茂し、貴重な餌資源となっている場所はほとんどなく、上層木の種類により様々な下層植物が繁殖しており、広葉草本(ヨモギ、スイバ等)や単子葉草本(カヤツリグサ、ネササ等)等様々なものを採食している。

また、シカの生息にとって重要な要素の1つである積雪については、近年の暖冬により減少しており、1週間以上森林に雪が残るのはまれである。

県内の耕作地面積は昭和60(1985)年以降、減少傾向が顕著になっており、令和2(2020)年には約2万5千haと、昭和60(1985)年と比較すると約5割以下にまで減少しており、減少面積の多くが耕作放棄されているものと推測される。(表3)

表1 生息地域の土地利用状況及び林野率

市町名	総土地面積 (ha)	林野			その他				林野率 (%)
		総数 (ha)	森林 (ha)	原採 野草 地 (ha)	耕地			その他 (ha)	
					総数 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)		
下関市	71,610	47,172	47,069	103	7,510	6,390	1,120	16,928	66
長門市	35,731	26,868	26,825	42	3,282	3,060	222	5,581	75
美祢市	47,264	34,604	34,481	123	3,735	3,200	535	8,925	73
合計	154,605	108,644	108,375	268	14,527	12,650	1,877	31,434	70

(資料：令和元年度山口県森林・林業統計要覧)

表2 市町別樹種別民有林面積

市町名	総数	人工林					天然林			タケ (ha)	無立木地 (ha)	人工林率 (%)
		総数 (ha)	スギ (ha)	ヒノキ (ha)	マツ類 (ha)	広葉樹 (ha)	総数 (ha)	針葉樹 (ha)	広葉樹 (ha)			
下関市	46,529	17,013	5,807	9,226	1,623	357	26,589	554	26,036	2,316	611	37
長門市	26,681	12,663	4,567	5,668	2,120	308	12,737	396	12,341	1,041	240	47
美祢市	34,144	17,025	7,586	8,217	907	316	15,876	1,220	14,655	911	332	50
合計	107,354	46,701	17,960	23,111	4,650	981	55,202	2,170	53,032	4,268	1,183	44

(資料：令和元年度山口県森林・林業統計要覧)

表3 耕作地面積の推移

(単位：ha)

区分 \ 年		昭和60 (1985)	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)
耕作地	田	45,074	38,424	35,103	29,713	28,270	25,953	22,308
	畑	4,692	3,731	3,220	2,525	2,377	1,929	1,948
	樹園地	4,985	3,553	2,893	2,283	1,915	1,460	1,074
	計	54,751	45,708	41,216	34,522	32,563	29,342	25,330

(資料：農林業センサス)

## ② 生息状況及び捕獲状況

### (ア) 生息状況

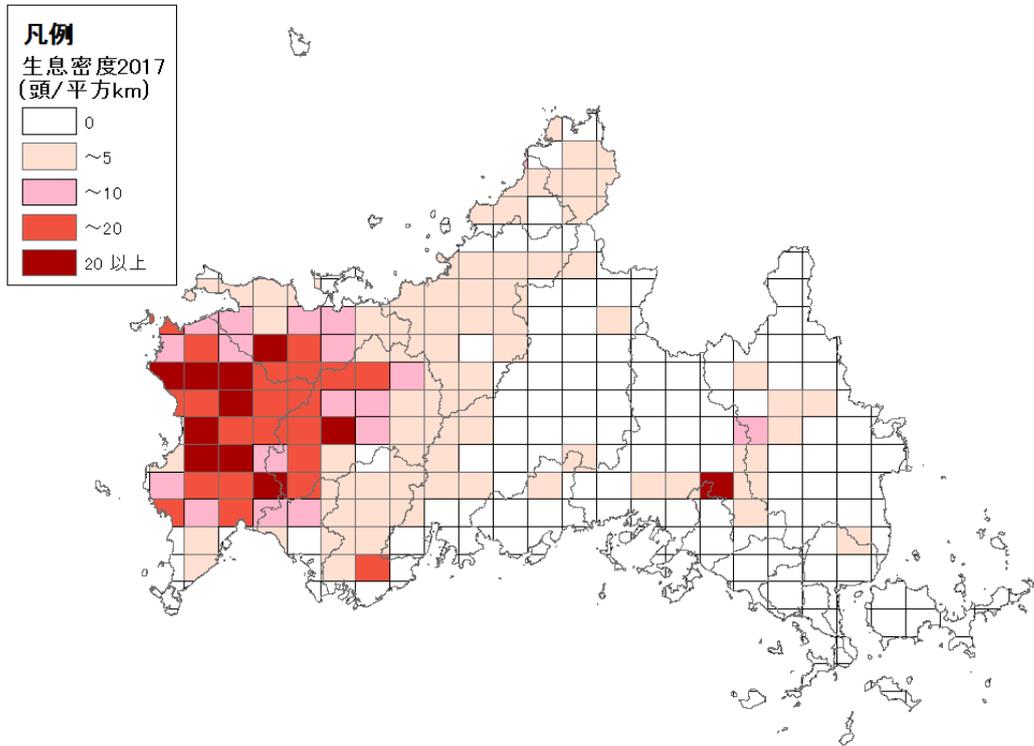
本県では、平成25(2013)年度から出猟カレンダー調査(※1)を行っており、出猟者から得られた目撃情報と捕獲実績等を活用し、シカの分布を推計している(図1)。

主な生息域は、県北西部一帯の3市(下関市、長門市、美祢市)にまたがっているが、その周辺の市町のほか県内各地で生息が確認され、近年、拡大する傾向にある。

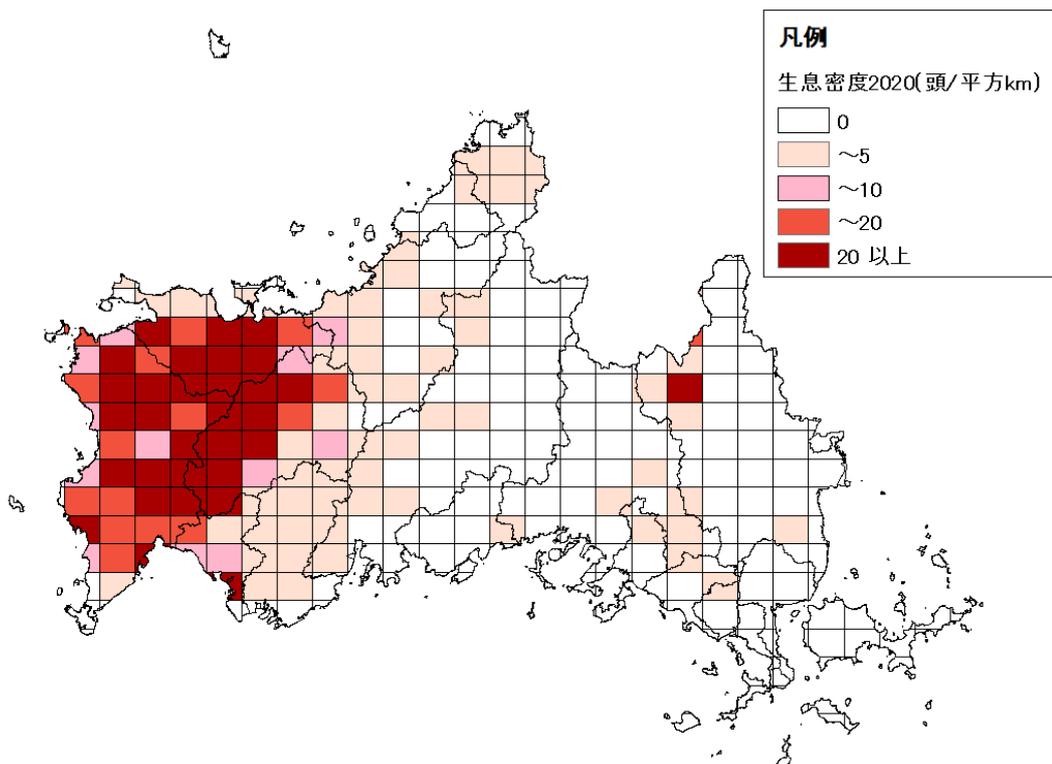
※1 出猟カレンダー調査:出猟者から狩猟期間における出猟状況やシカの目撃情報等を収集

図1 メッシュ毎の生息密度（推定）

平成 29(2017)年度



令和 2 (2020)年度



(イ) 糞塊密度

本県では、平成30(2018)年度から県内30カ所において糞塊密度調査（※1）を実施している。

この調査結果によると、中部地域と東部地域では横ばいであるが、全県と西部地域では、令和元(2019)年度に低下したものの、令和2(2020)年度には平成30(2018)年度を上回る密度となった（図2）。

※1 糞塊密度調査：一定区域内のシカの糞塊数を調査

図2 糞塊密度調査結果の推移（※1）

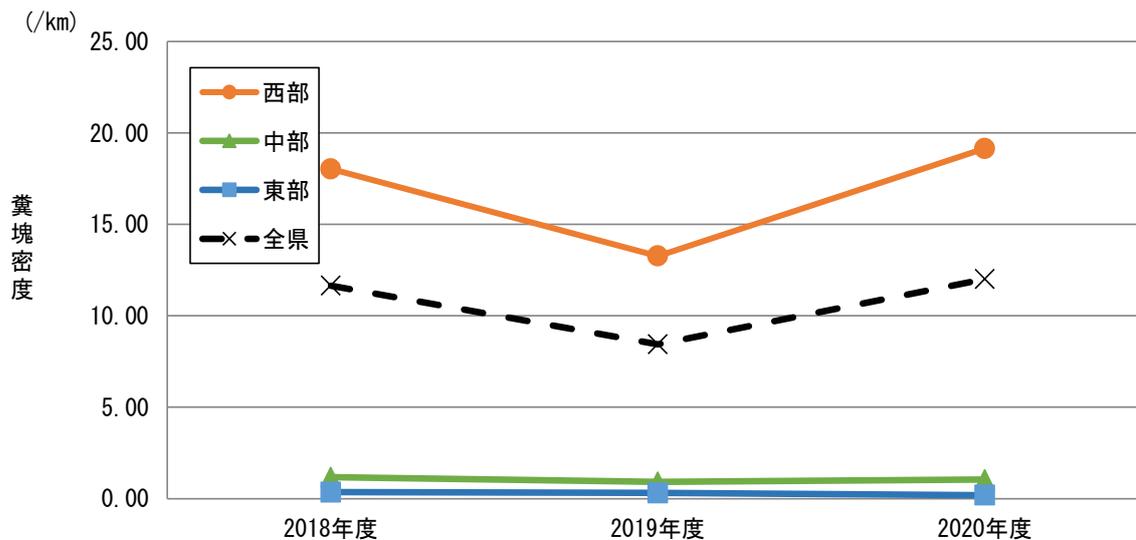
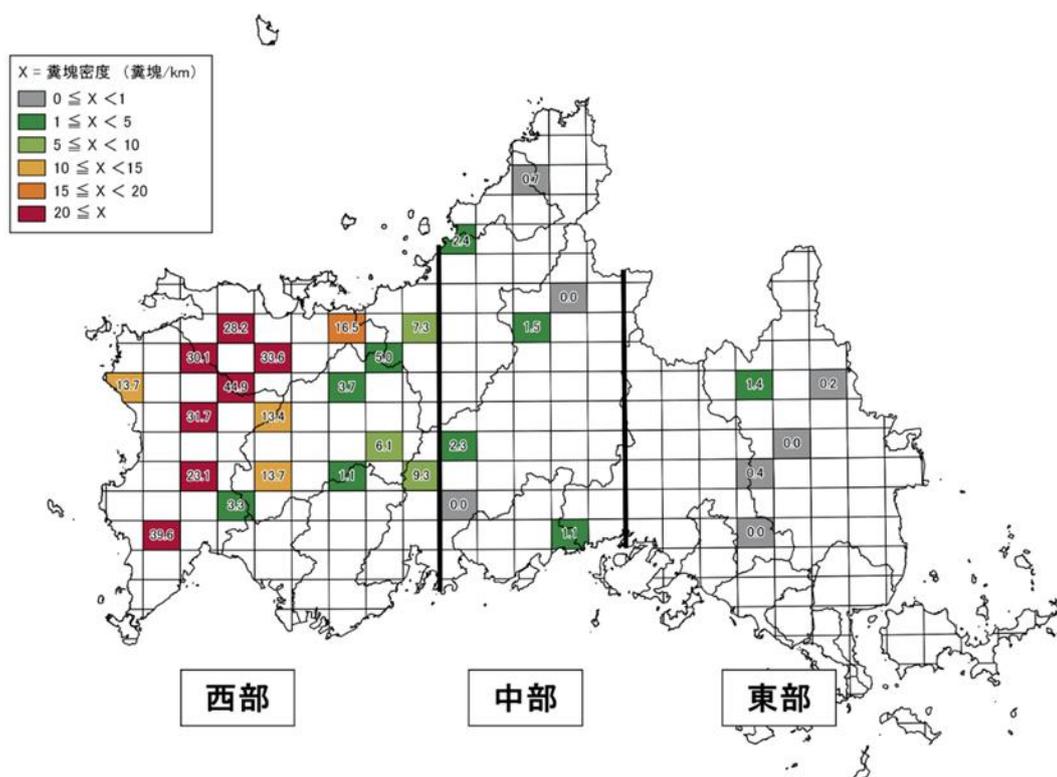
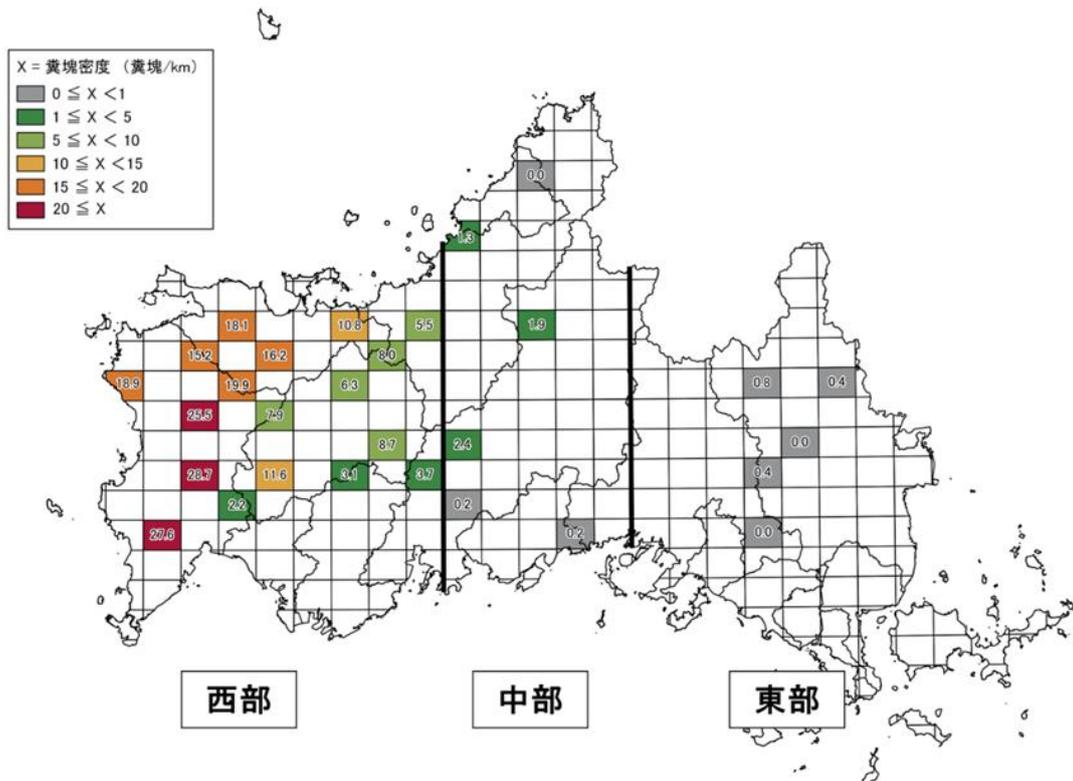


図3 糞塊密度の分布

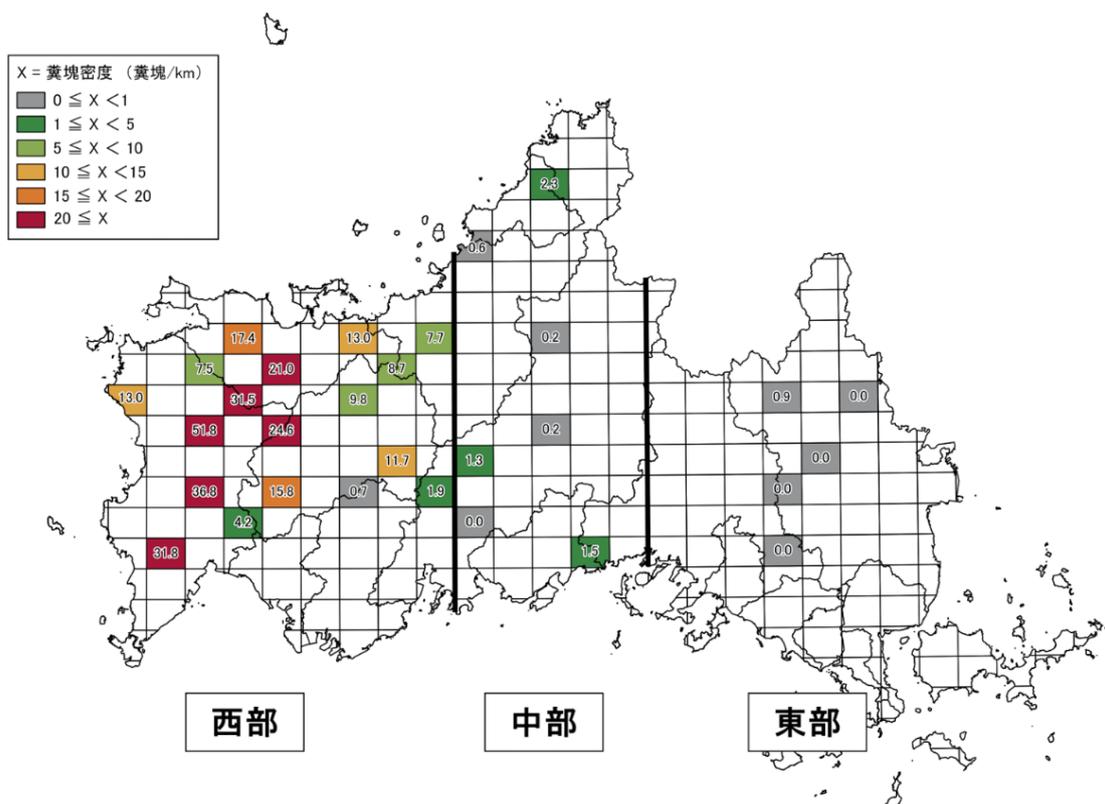
平成30(2018)年度



令和元(2019)年度



令和 2 (2020)年度



(ウ) 捕獲状況

狩猟と有害鳥獣捕獲により捕獲数は年々増加し、平成27(2015)年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することで、令和2(2020)年度には過去最高の8,255頭が捕獲された。

狩猟については、捕獲実績がほとんどない期間が長く続いたが、狩猟期間の延長や1日当たりの捕獲頭数制限の解除等の規制緩和により、捕獲頭数が増加傾向となっている。なお、平成27(2015)年度以降は、狩猟期間に指定管理鳥獣捕獲等事業を実施したため、狩猟による捕獲実績が減少したが、令和元(2019)年度以降は1,000頭を超えている(図4、表4、資料1)。

図4 シカ捕獲頭数の推移

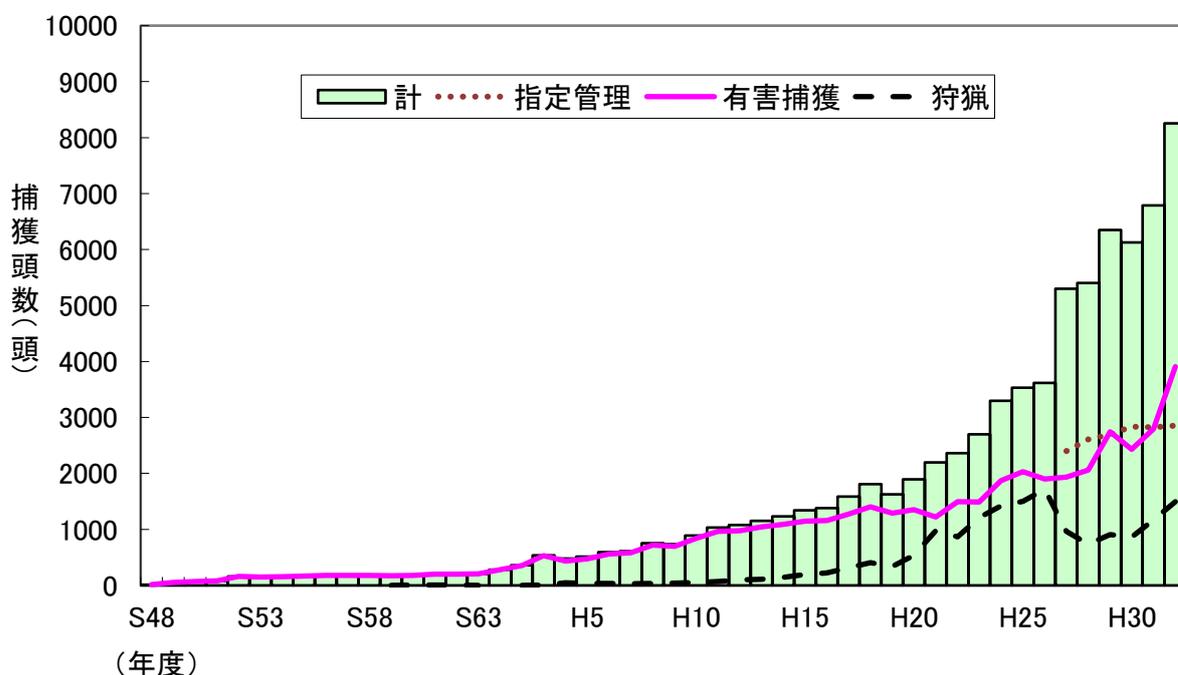


表4 近年のシカ捕獲頭数の推移

(単位：頭)

年度 区分	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
狩猟	1,501	1,718	962	735	906	860	1,170	1,494
うち県事業 による捕獲	940	940	-	-	-	-	-	-
有害捕獲	2,032	1,898	1,937	2,062	2,743	2,431	2,794	3,907
指定管理鳥獣 捕獲等事業	-	-	2,400	2,606	2,699	2,838	2,824	2,854
計	3,533	3,616	5,299	5,403	6,348	6,129	6,788	8,255

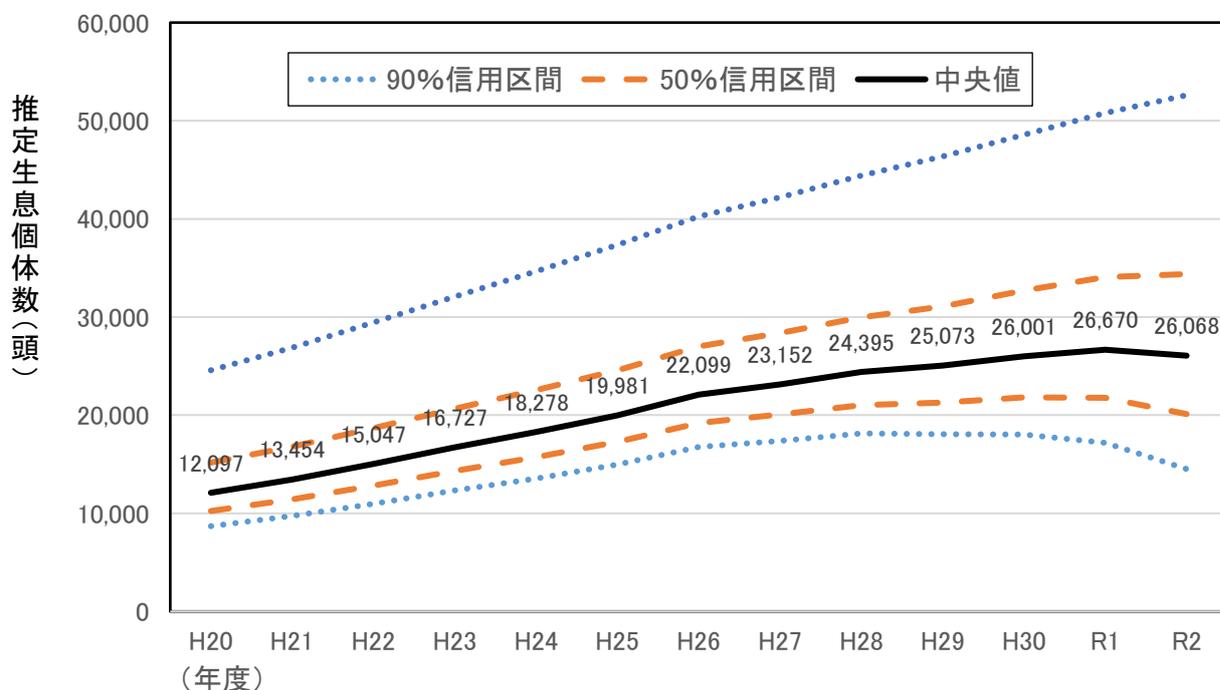
### ③ 個体数推定及び将来予測

#### (ア) 個体数推定

本県において収集されている密度指標となるデータ（捕獲頭数、目撃効率、糞塊密度、ライトセンサス等）を用いて、平成20(2008)年度から令和2(2020)年度まで各年度末における個体数の推定を行った。なお、令和2(2020)年度の捕獲頭数においては、速報値（8,281頭）を用いた。

この結果によると、生息頭数について、平成20(2008)年度から令和元(2019)年度までは単純増加にあるが、令和元(2019)年度は17,201頭～50,772頭（中央値26,670）、令和2(2020)年度は14,524頭～52,602頭（中央値26,068）となり、令和2(2020)年度は中央値で初めて減少を示し、シカの増加に歯止めがかかった状況と推察される（図5）。

図5 シカの推定生息個体数



#### (イ) 将来予測

今後、基準年度（令和2(2020)年度）と同様の捕獲率（0.241）を継続した場合と、本計画始期の令和4(2022)年度に9,000頭を捕獲し、以後、令和4(2022)年度の捕獲率（0.277）を継続した場合と2つのケースにより、今後10年間（令和13(2031)年度まで）の将来予測を行っている。

予測結果によると、基準年度と同様の捕獲率を継続した場合、中央値ではわずかに減少傾向となり、令和13(2031)年度には2,106頭～85,733頭（中央値19,977頭）となる。また、本計画始期の令和4(2022)年度に9,000頭を捕獲し、以後、令和4(2022)年度の捕獲率を継続した場合も中央値では減少傾向となり、令和13(2031)年度には512頭～70,862頭（中央値12,443頭）となる。（図6、7）

※1 捕獲率 = 
$$\frac{\text{当該年度の捕獲頭数}}{\text{当該年度末の生息個体数} + \text{当該年度の捕獲頭数}}$$

※2 令和2年度の捕獲率：8,281頭/(26,068頭+8,281頭) = 0.241

※3 図7における令和4年度の捕獲率：9,000頭/(23,485頭+9,000頭) = 0.277

※4 捕獲率を一定に設定する意味は、推定における捕獲数の実行可能性を担保するもの。

図6 生息個体数の将来予測（現行と同じ捕獲率の場合）

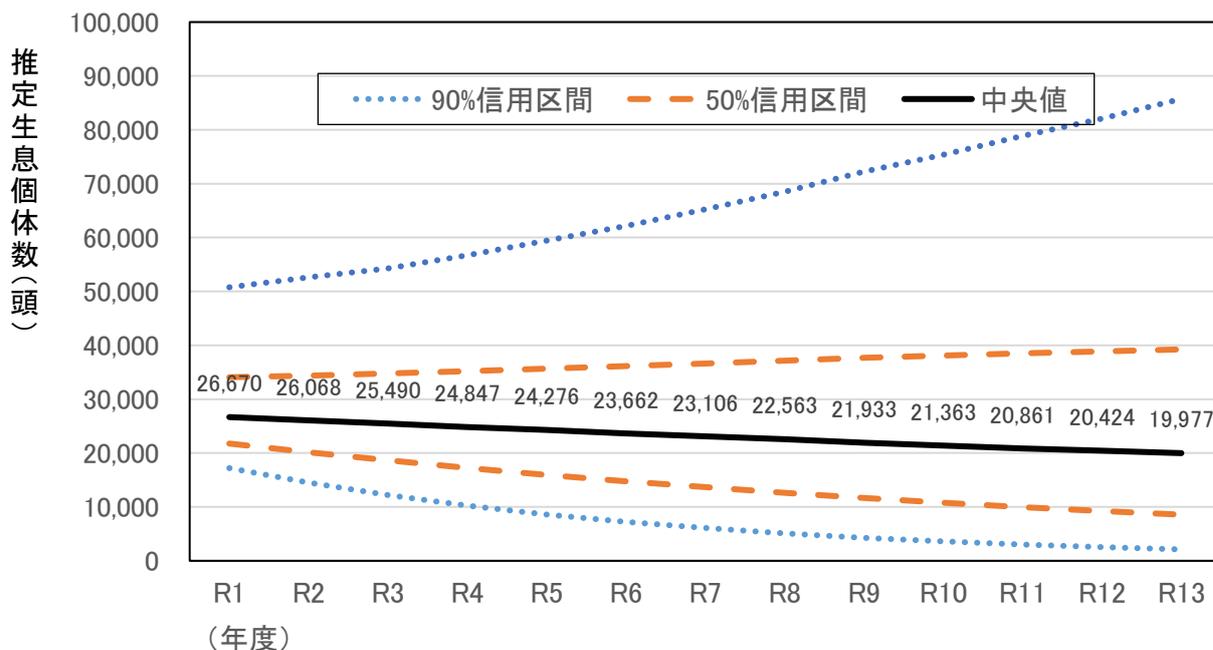
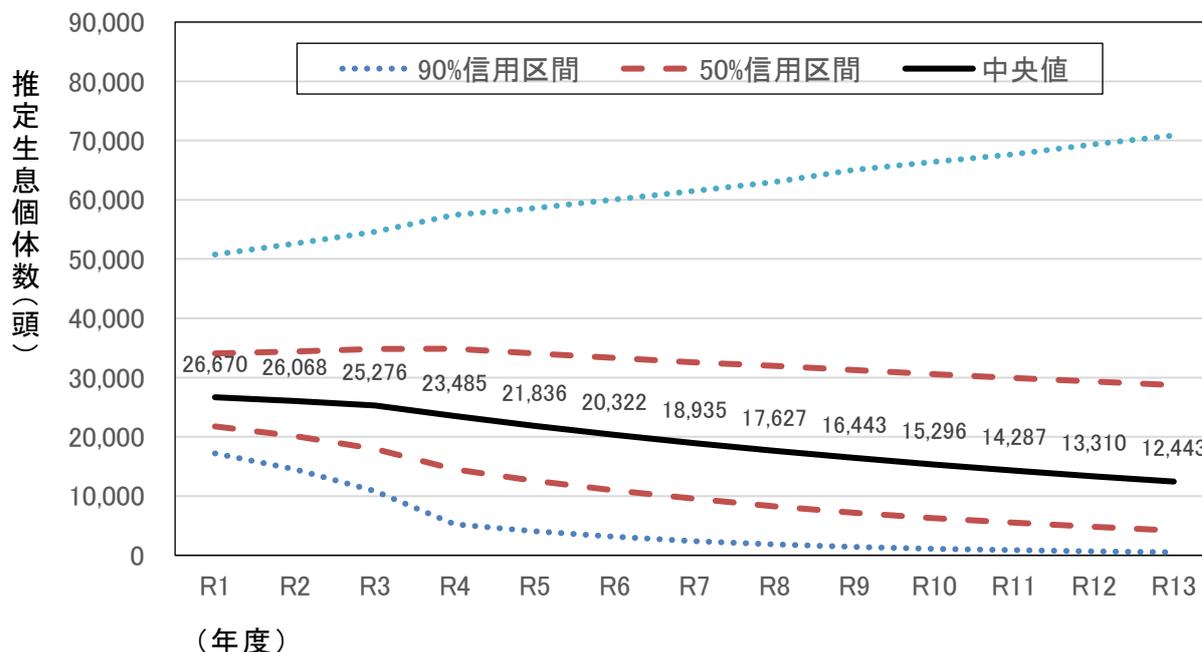


図7 生息個体数の将来予測

(令和4年度に9,000頭を捕獲し、令和5年度以降は令和4年度の捕獲率を継続した場合)

※令和3年度は、令和2年度並みの8,300頭の捕獲頭数に設定。



#### ④ 生態及び食性

##### (ア) 生態

林縁の動物と言われるようにパッチ状に草地が入り込む森林に生息している。

オスジカは毎年1回春に角が生え替わり、年齢や栄養状態により異なるが、最大で長さ50cm程度まで大きくなる。メスジカは、早いもので1歳の秋に交尾を行い、2歳となった6月に1頭出産する。仔ジカは1歳から2歳で母のもとを離れる。通常、オスとメスは別々に生活し、交尾期はメスジカを中心とした群れの周囲にオス群が近寄る。中には縄張りを形成するものもある。

本県のシカ（成獣）の体重は、オスが40～70kg、メスが30～50kgで、遺伝的に南日本型に分類されるように北日本のものに比べ小さく、九州以南に生息するものに近い。

##### (イ) 食性

イネ科草本、樹葉など殆どの植物種を食べる幅広い食性を示しており、春は双子葉草本、夏はイネ科草本、秋は種子果実、冬は樹葉を多く採食する特徴を有している。

#### (2) 被害状況及び被害防除対策

シカによる農林業被害は、生息頭数の増加に伴い、平成に入ってから顕著になり、平成26(2014)年度は1億1千万円まで増加した。その後、平成29(2017)年度から減少に転じたが、依然、高い水準にある（表5、図8、資料1）。

一方、野生鳥獣による農林業被害額は、近年、減少傾向にあり、被害額全体に占めるシカの割合は、増加傾向にある（表5）。

被害防除対策としては、国庫補助事業の活用等により、ワイヤーメッシュ柵・金網柵・電気柵の設置による防護対策、はこわな等の導入や緩衝帯の整備（やまぐち森林づくり県民税、山口型放牧等）、誘引物（放任果樹等）の除去等による生息地管理を実施している。

侵入防止柵は、近年400km前後で整備されている（図9）。

表5 野生鳥獣全体に占めるシカによる農林業被害額の推移

（単位：百万円、％）

年度 区分	平成20 (2008)	平成22 (2010)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
鳥獣被害全体	647	801	537	522	534	470	474	436	404
シカ被害	54	76	113	94	108	97	94	88	90
(割合)	8.1	9.4	20.8	17.8	20.0	20.6	19.6	19.9	22.2

図8 シカによる農林業被害額の推移

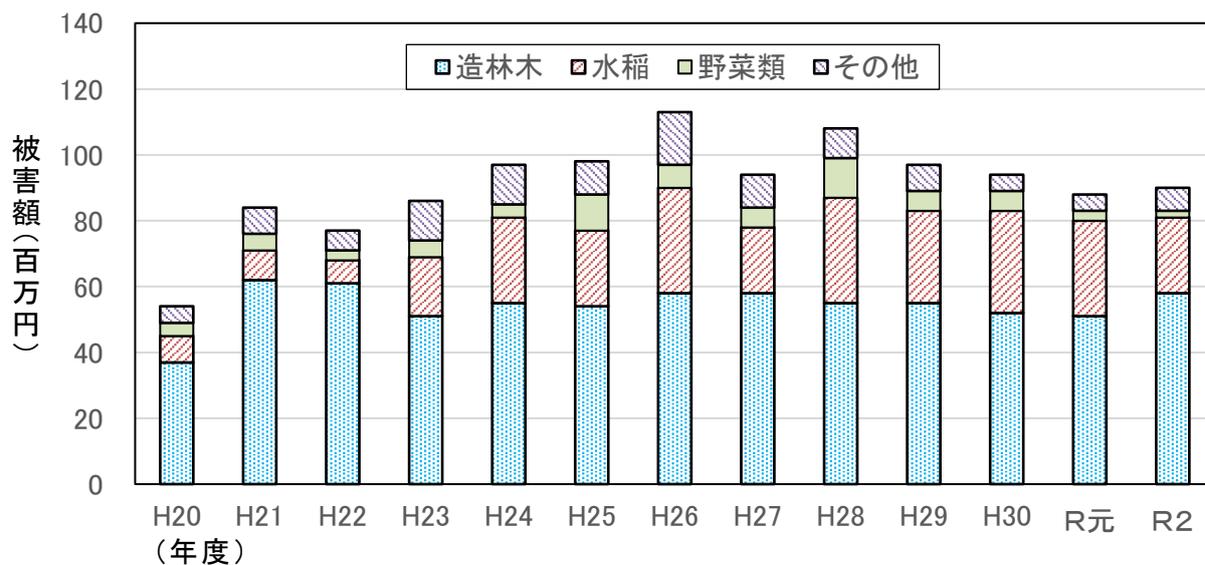
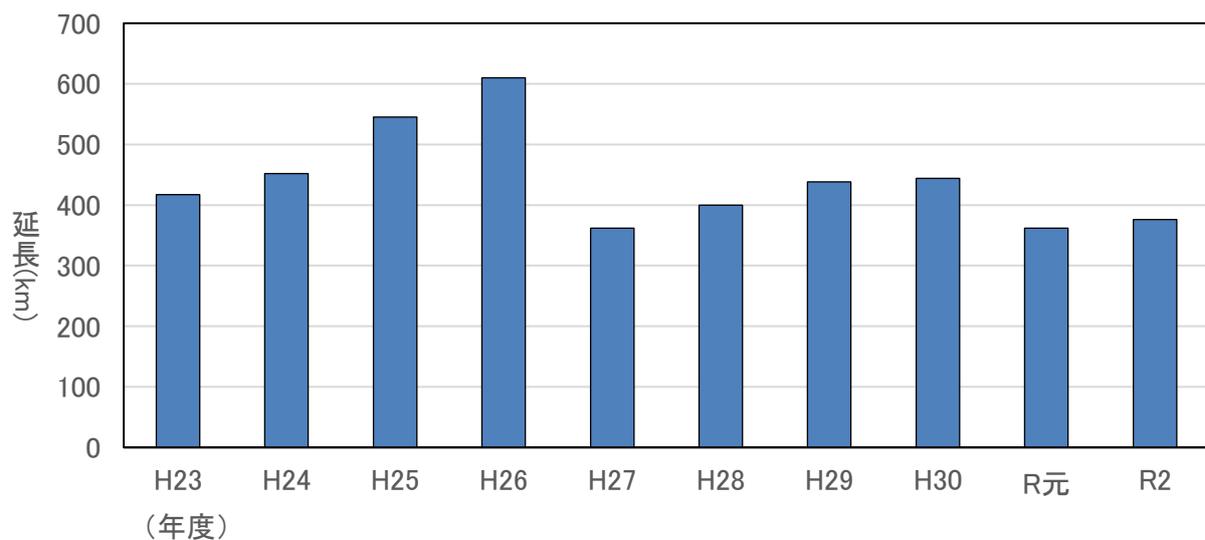


図9 鳥獣侵入防止柵の整備状況



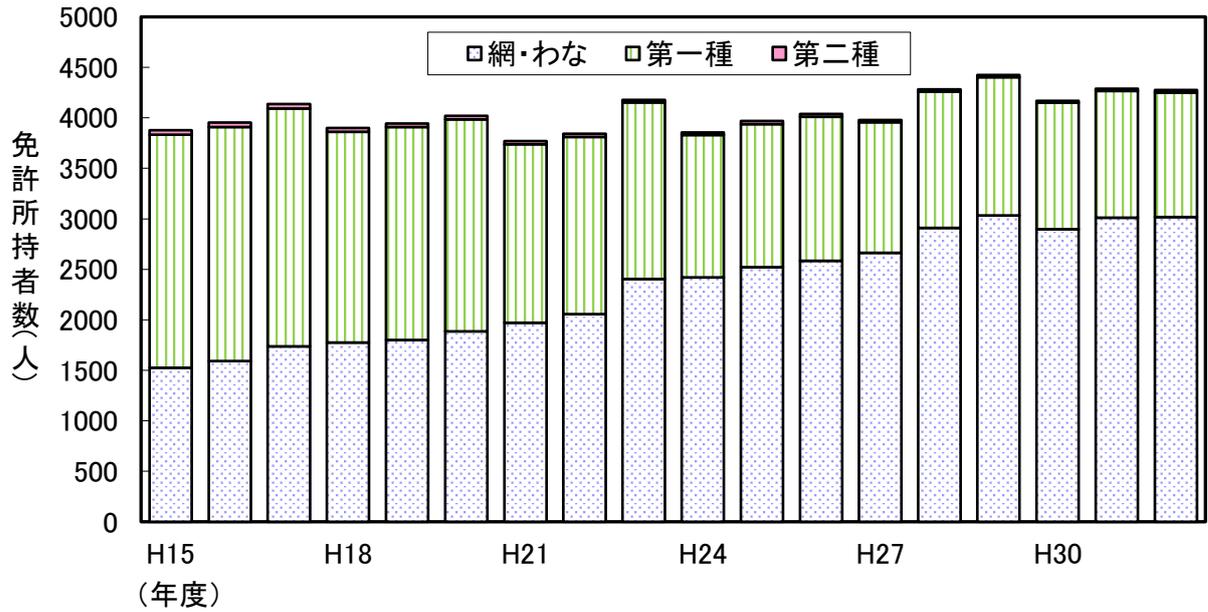
### (3) 狩猟者の状況

#### ① 狩猟免許所持者数

狩猟免許所持者数の総数は、平成21(2009)年度に3,771人まで減少したが、平成29(2017)年度に4,426人まで増加し、近年は4,200人台で推移している。

免許の種別で見ると、第一種銃猟(装薬銃)は平成17(2005)年度の2,354人から減少を続け、わな猟は増加している。(図10)。

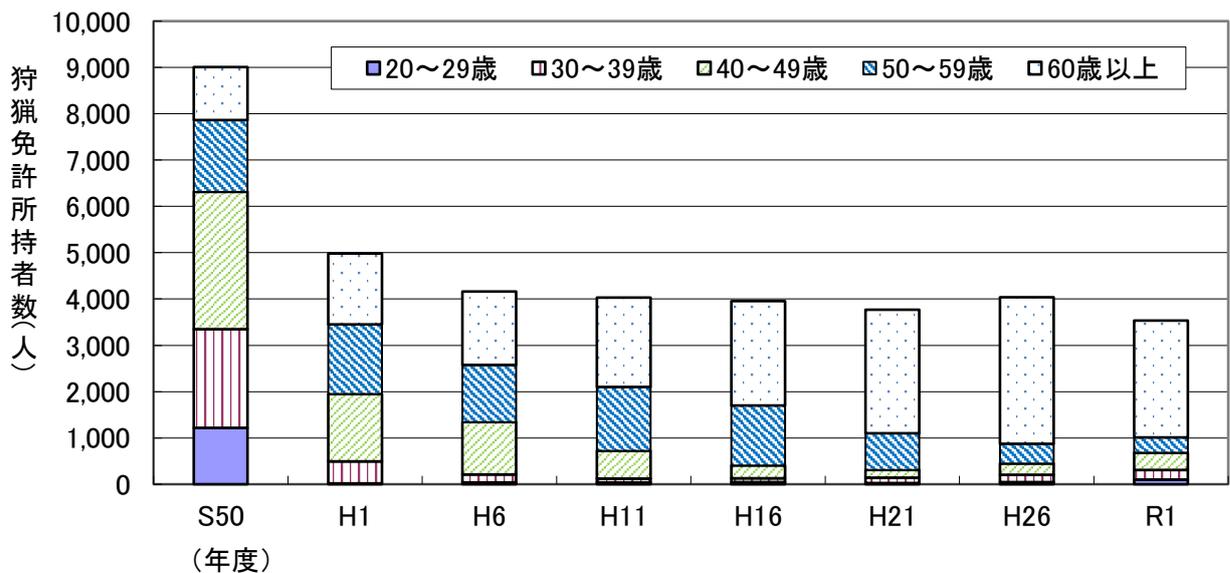
図10 狩猟免許所持者（延人数）の推移



② 狩猟免許所持者の年齢構成

狩猟免許所持者の年齢構成の経年変化を見ると、昭和50(1975)年度から平成元(1989)年度にかけて所持者が半減する中で、特に20代から40代の免許所持者が急激に減少したが、近年わずかであるが増加している。(図11)

図11 狩猟免許所持者（実人数）の年齢構成



(4) 管理の目標

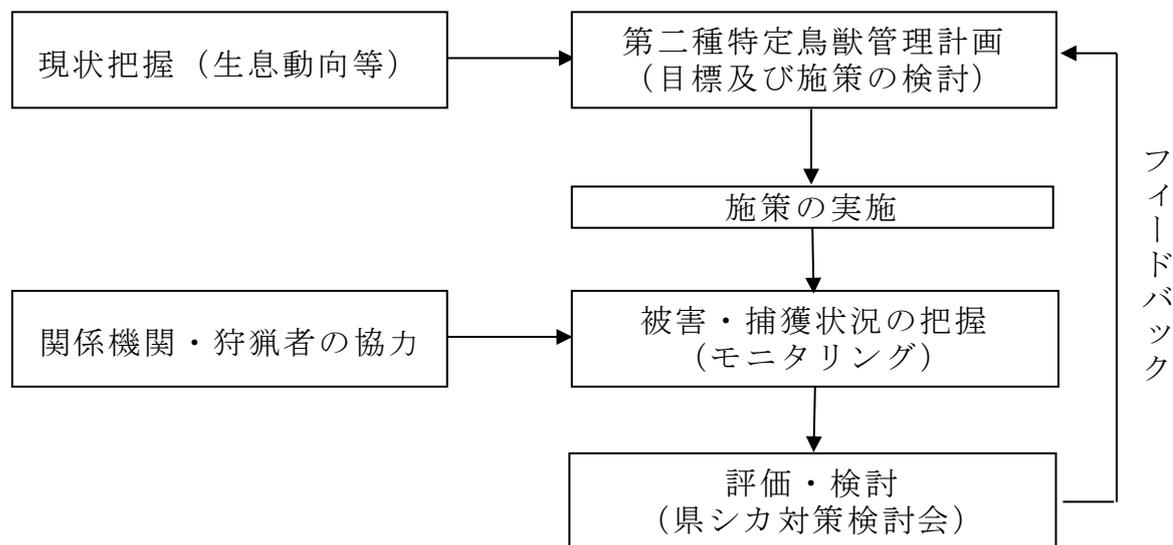
本計画の終期における生息頭数の目標を17,000頭とする。

(5) 目標を達成するための基本的な考え方

里山の荒廃や耕作放棄地の増加により、シカの生息域は人間活動の場に及んでおり、農林業に多大な被害をもたらしている。

このため、自然条件下において、農林業被害のない安定した状態で個体群の維持を図ることが重要であり、本計画では、県と市町との役割分担の下、捕獲対策に加え、防護・生息環境対策及び担い手対策を総合的に推進する。また、捕獲数や被害額等を的確に把握した上で、計画の進捗状況を評価し、今後の対策を検討する。

【シカ管理フロー】



## 6 鳥獣の数の調整に関する事項

### (1) 個体群管理の考え方

令和2(2020)年度には過去最高の8,255頭が捕獲されたものの、推定生息数が増加し、生息域も拡大傾向にあり、被害額も依然として高い水準にあることから、これまで以上に捕獲数の拡大を図り、捕獲圧を強化することが重要である(図12、表6)。

このため、本計画期間中においては、狩猟期間の延長等の規制緩和を継続し、狩猟の強化を図るとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業を拡大する。また、市町においては、被害状況に応じた有害鳥獣捕獲を強化する。

図12 シカの捕獲頭数と農林業被害額の推移

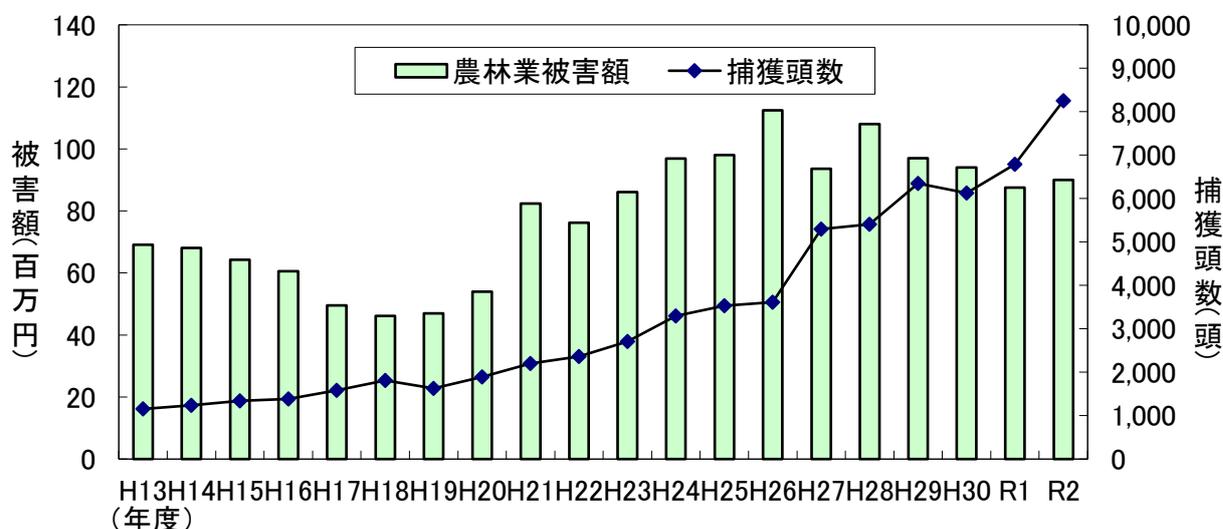


表6 シカの捕獲頭数と農林業被害額の推移

(単位：頭、百万円)

年度区分	平成20 (2008)	平成22 (2010)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
捕獲頭数	1,892	2,361	3,616	5,299	5,403	6,348	6,129	6,788	8,255
被害額	54	76	113	94	108	97	94	88	90

※被害額は平成20年度は暦年、平成21年度以降は年度の値

### (2) 個体群管理の目標

管理目標を達成するため、9,000頭※を目安に、毎年度実施する調査での推定生息数や捕獲状況、捕獲率や捕獲余力等に基づき、当該年度の捕獲目標頭数を決定する。

※「9,000頭」の根拠

現在の推定生息頭数を基に、将来的な生息頭数の50%信用区間(上限)の値を減少させることを目標とする中で、近年の捕獲頭数及び捕獲者の余力等を勘案し、捕獲頭数の目標値を9,000頭と設定した。

### (3) 個体群管理の方法

#### ① 狩猟の促進

##### (ア) 狩猟期間の延長

法に基づく狩猟期間である11月15日から2月15日までを、11月1日から3月31日までとする。

##### (イ) くくりわなの輪の直径に関する規制の緩和

法が定める12cm以内から15cm以内に緩和する。

なお、下関市、長門市の全域を平成29(2017)年4月1日から「くくりわな架設制限区域」としていたが、令和4(2022)年3月31日をもって期間満了となるため、両市ではくくりわなの架設が可能となる。

しかし、長年、禁止・制限区域としてきたため、猟犬等の錯誤捕獲などの狩猟事故の発生や、狩猟者間で軋轢が生じることが危惧されることから、適正なわな猟の取り扱いについて徹底を図る。また、くくりわなに係る研修会を下関市、長門市において開催する。

#### 【留意事項】 ツキノワグマ錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの恒常的生息区域でツキノワグマの出没が頻繁に見られる地域では、次の事項の指導を徹底する。

1) はこわなは、天井部に脱出口を設けること

2) くくりわなは、撤去するか輪の直径を12cm以内とすること

#### ② 有害鳥獣捕獲の推進

鳥獣被害防止特措法を踏まえた、県と市町との役割分担の下、各地域の被害実態に応じた有害鳥獣捕獲を推進する。

#### ③ 捕獲技術の研究・開発の推進

遠隔操作システムを利用した捕獲柵や移動のしやすい小型囲いわななど、効率的な捕獲技術の研究・開発を推進する。

#### ④ 狩猟者の確保・育成

狩猟者の確保を図るため、農林業者や農業高校生・大学生等への狩猟免許試験のPRや県下各地での試験の実施、民間事業者に対する鳥獣捕獲等事業への参入の働きかけ等により狩猟者の確保に努める。

また、銃猟免許新規取得者への実地訓練やわな猟免許新規取得者への捕獲技術研修等の実施により、知識や技術の向上、狩猟者の育成に努める。

#### ⑤ 地域ぐるみの捕獲活動の推進

有害鳥獣捕獲の強化を図るためには、狩猟者だけに頼るのではなく、狩猟者の理解と協力の下に、捕獲従事者を地域全体で確保し、地域が一体となった取組が必要である。

そのため、農林業者の狩猟免許の取得促進や、狩猟者と地域の関係者との連携・協力による、地域ぐるみの捕獲活動を推進する。

## 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

### (1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

これまでの捕獲は、主に狩猟の規制緩和と有害鳥獣捕獲の強化により進められてきたが、生息数及び生息範囲を抑制するためには、捕獲数が不足している。

このため、主な生息域である3市において、法第14条の2に基づく「指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「捕獲等事業」という。）」を実施し、捕獲の強化を図る。

併せて、周辺の市町においても生息が確認されていることから、当該市町においても捕獲等事業を実施し、生息域の拡大を防止する。

### (2) 実施期間

捕獲期間は、11月1日から翌年3月31日までの5ヶ月間とする。

ただし、捕獲等事業に関連する必要な取組（以下「関連事業」という。）については、適切な時期に実施する。

### (3) 実施区域

主な生息域である下関市、長門市及び美祢市並びに生息域の拡大を防止する必要がある市町（宇部市、山口市、萩市、山陽小野田市及び阿武町）とする。

### (4) 事業の目標

当該年度の捕獲目標頭数を達成するため、狩猟や有害鳥獣捕獲の状況等を考慮し、捕獲等事業及び関連事業を含めた目標頭数を決定する。

なお、個体数の増加をより効果的に抑制するため、主にメスジカの捕獲を行うこととする。

### (5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

#### ① 実施方法

実施区域が広範囲のため、地域の条件に合った安全かつ効率的な捕獲手法を選定して実施する。

#### ② 実施結果の把握及び評価

捕獲情報（捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）及び生息密度情報（区画法、糞塊密度）を収集し、当該事業の実施結果を検証するものとする。

また、学識経験者、農林業団体、狩猟団体、関係行政機関等で構成する「山口県シカ対策検討会」において、毎年度、事業の実施結果を評価し、必要に応じて目標及び実施方法の見直しを検討する。

### (6) 事業の実施者

山口県とし、その実施を認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。

## 8 生息地の保護及び整備に関する事項

主要な生息地である人里から離れた奥山においては、間伐等の森林施業による生息環境の整備を行うことに併せ、必要に応じて防護柵を設置し、シカの食害防止に努める。

また、農作物等への被害が発生する地域等においては、耕作放棄地での山口型放牧の活用や、やまぐち森林づくり県民税を活用した繁茂竹林の伐採等により緩衝帯整備を進め、人の生活空間とシカの生息場所を棲み分ける生息地管理に努める。

## 9 その他管理のために必要な事項

### (1) 被害防除対策

捕獲を強化するだけでは、シカによる農林業被害を軽減させることはできない。

効果的な捕獲と並行して、耕作地での防護柵の設置や集落での誘引物の除去等、被害防除対策に総合的に取り組むことが重要であることから、県と市町との役割分担の下、以下の対策を進めていく。

- ① 農林業者へ被害防除のための普及啓発（研修会の開催等）
- ② 既存の被害防除対策の見直し・改良
- ③ 新たな被害防除技術の開発、実施

### (2) 調査研究

適正な管理を推進するため、生息状況調査（生息分布、生息密度、生息頭数）を引き続き実施し、必要に応じて調査手法の検証、見直しを行い、調査の精度向上を図る。また、市町や関係団体とも連携し、捕獲頭数、被害発生量についてのデータの蓄積に努める。

さらに、施策の点検・評価のため、以下の調査を実施する。

- ① 被害防除対策の実施状況と効果の検証
- ② 農林業被害等に関する地域別の実態把握

### (3) 計画の推進体制

#### ① 合意形成

本計画に基づく各種施策の推進に当たっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠であることから、行政、関係団体及び関係者が互いに連携を密にして合意形成を図る。

#### ② 市町や関係機関との連携

鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣被害防止特措法に基づき作成した「鳥獣被害防止計画」に沿って施策を実施する市町や、「山口県鳥獣被害防止対策協議会」等の関係機関との連携強化を図る。

### (4) 計画の進行管理

計画的な管理を行うため、被害・捕獲状況を基にした本計画の進行管理を行うとともに、学識経験者、農林業団体、狩猟団体、関係行政機関等で構成する「山口県シカ対策検討会」において、本計画の進捗状況を評価し、必要に応じて「山口県自然環境保全審議会鳥獣保護部会」において、管理目標及び方策の見直しを検討する。

## 《用語解説》

### ◆第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第七条の二に基づき、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣に対して鳥獣の管理を図るために、都道府県知事が任意で定めることができる計画。

### ◆メッシュ

統計や集計に利用するため地図を網目のように四角形に分割したもののこと。

### ◆指定管理鳥獣捕獲等事業

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県または国が捕獲等をする事業のこと。

指定管理鳥獣にはニホンジカ及びイノシシが指定されている。

### ◆目撃効率

シカの密度指標。1人の狩猟者が1日に目撃したシカ頭数の平均値。

### ◆ライトセンサス

夜間にライトで動物を照らすと、ライトの光を反射し目が光ることを利用して、動物の頭数を数える調査法。同じ路線を定期的に調査することにより、その地域における対象動物の増減の傾向を把握することができる。

### ◆50%信用区間

個体数推定に用いられる範囲で、推定の為に算出した複数の推定値のうち、50%の推定値が収まる範囲のこと。

### ◆90%信用区間

個体数推定に用いられる範囲で、推定の為に算出した複数の推定値のうち、90%の推定値が収まる範囲のこと。

### ◆はこわな

箱の中に獣が入り込んで餌をくわえて引くなどすることで仕掛けが作動すると、出入り口が閉まることにより、獣を閉じ込めて捕獲するわなのこと。

### ◆緩衝帯

耕作放棄地や、手入れがされていない里山などにある草木や小径木、不要木の間伐、放任果樹の伐採を行い、見通しを良くした区域のこと。緩衝帯を作ることによって野生鳥獣の潜み場をなくし、農地への出没や侵入を抑止でき、農作物被害の軽減が期待できる。

◆山口森林づくり県民税

手入れが行き届かず荒廃が深刻化する森林を、健全な姿で次の世代へ引き継ぐため、森林の整備を目的とした県民税。平成 17(2005)年度から導入。

◆山口型放牧

転作田や耕作放棄地などに電気牧柵等を設置して牛を放牧する方法。放牧により耕作放棄地がきれいになることで、獣害が減少する。平成元(1989)年から開始。

◆第一種（銃猟免許）

狩猟免許の種類。装薬銃（ライフル銃及び散弾銃）、圧縮ガス銃及び空気銃が使用できる。

◆第二種（銃猟免許）

狩猟免許の種類。圧縮ガス銃及び空気銃が使用できる。

◆くくりわな

けもの道などに設置しておいた針金やワイヤーロープなどで作った輪によって、獣の足等をくくり捕らえるわなのこと。

◆錯誤捕獲

イノシシ、ニホンジカ等のある鳥獣の捕獲を目的に設置したわなによって目的外の鳥獣（例：ツキノワグマなど）が捕獲されること。

## 山口県におけるシカの捕獲頭数及び農林業被害額

(単位:頭、ha、千円)

年度	捕獲数				農林業被害状況								
	有害捕獲	狩猟	指定管理事業	合計	造林木		水稲		野菜類		その他	合計	
					面積	金額	面積	金額	面積	金額	金額	面積	金額
S48	15			15	—	—	—	—	—	—	—		3,700
S49	51			51	68.20	10,850	3.30	2,040	0.30	1,200	880	71.80	14,970
S50	68			68	61.50	6,150	1.86	2,046	0.43	1,505	695	63.79	10,396
S51	83			83	103.66	16,069	1.72	2,280	0.31	800	50	105.69	19,199
S52	158			158	122.12	20,149	2.49	3,349	0.79	2,145	100	125.40	25,743
S53	148			148	104.31	18,255	3.86	5,249	0.50	2,270	1,175	108.67	26,949
S54	157			157	132.39	23,162	2.61	3,602	0.53	2,420	1,234	135.53	30,418
S55	165	1		166	236.45	41,380	1.91	2,594	1.55	6,935	1,004	239.91	51,913
S56	180			180	147.52	30,980	2.34	3,328	1.87	8,405	804	151.73	43,517
S57	180	2		182	66.24	32,220	10.16	3,352	2.31	3,470	4,868	78.71	43,910
S58	180			180	55.83	31,650	10.90	3,491	6.00	6,515	4,736	72.73	46,392
S59	172	3		175	45.50	33,561	3.00	4,205	2.90	6,383	3,440	51.40	47,589
S60	176	6		182	33.50	38,601	3.20	4,093	3.50	4,610	5,291	40.20	52,595
S61	201	4		205	65.10	40,889	5.70	4,215	2.50	3,650	5,449	73.30	54,203
S62	199	5		204	48.10	23,266	8.40	9,245	2.90	4,515	10,713	59.40	47,739
S63	205	1		206	29.00	14,945	13.80	17,512	3.40	6,048	5,814	46.20	44,319
H元	281			281	42.80	22,032	16.37	20,660	4.70	4,998	8,996	63.87	56,686
H2	357	1		358	83.60	43,364	21.19	25,564	7.40	10,781	7,181	112.19	86,890
H3	533	5		538	52.73	58,603	26.02	29,142	5.20	10,780	10,080	83.95	108,605
H4	433	47		480	62.80	59,859	23.53	29,882	5.20	10,800	10,490	91.53	111,031
H5	476	37		513	53.60	69,379	16.50	17,160	2.90	7,767	11,190	73.00	105,496
H6	560	36		596	50.95	56,249	17.00	17,680	2.70	7,142	6,157	70.65	87,228
H7	582	29		611	32.80	37,378	11.00	16,170	2.38	6,255	6,806	46.18	66,609
H8	722	33		755	30.80	33,165	11.80	17,346	2.71	7,307	7,778	45.31	65,596
H9	695	39		734	31.77	36,776	12.33	17,755	2.72	6,930	6,936	46.82	68,397
H10	838	53		891	29.47	55,188	10.82	14,365	2.39	5,728	4,959	42.68	80,240
H11	963	69		1,032	22.42	39,504	9.78	12,078	2.55	7,119	5,256	34.75	63,957
H12	978	100		1,078	27.64	39,357	10.88	11,878	2.57	4,711	5,000	41.09	60,946
H13	1,046	108		1,154	24.35	46,544	11.40	14,037	2.15	4,150	4,399	37.90	69,130
H14	1,093	142		1,235	24.70	47,580	10.21	12,537	2.16	4,391	3,585	37.07	68,093
H15	1,146	195		1,341	20.89	40,472	6.52	8,338	2.27	4,561	10,870	29.68	64,241
H16	1,158	223		1,381	20.83	30,756	8.67	11,617	3.76	9,650	8,514	33.26	60,537
H17	1,272	313		1,585	16.18	28,794	7.26	9,656	1.12	2,246	8,852	24.56	49,548
H18	1,405	404		1,809	12.03	30,858	3.78	4,247	1.47	3,452	7,633	17.28	46,190
H19	1,291	338		1,629	13.23	33,565	4.31	4,827	0.78	3,185	5,425	18.32	47,002
H20	1,353	539		1,892	19.74	36,977	7.54	8,208	1.76	3,858	4,877	29.04	53,920
H21	1,222	976		2,198	26.84	61,514	7.69	8,767	1.91	4,511	7,572	36.44	82,364
H22	1,493	868		2,361	26.44	60,898	6.47	7,235	1.14	2,566	5,522	34.05	76,221
H23	1,497	1,209		2,706	20.89	51,339	17.53	18,095	1.53	4,561	12,097	39.95	86,092
H24	1,872	1,423		3,295	21.13	55,247	21.07	25,706	1.25	3,690	12,252	43.45	96,895
H25	2,032	1,501		3,533	22.22	53,942	20.41	23,161	4.21	11,287	9,596	46.84	97,986
H26	1,898	1,718		3,616	23.75	57,988	26.94	32,053	2.43	6,617	15,808	53.12	112,466
H27	1,937	962	2,400	5,299	23.96	58,016	18.86	19,569	2.29	5,902	10,126	45.11	93,613
H28	2,062	735	2,606	5,403	23.78	54,815	27.30	32,201	3.66	11,753	9,205	54.74	107,974
H29	2,743	906	2,699	6,348	23.81	55,379	23.14	28,272	2.21	5,758	7,637	49.16	97,046
H30	2,431	860	2,838	6,129	22.17	52,227	24.34	30,635	2.19	6,150	4,959	48.70	93,971
R元	2,794	1,170	2,824	6,788	20.78	50,711	23.33	28,645	1.41	3,219	4,982	45.52	87,557
R2	3,907	1,494	2,854	8,255	22.29	57,569	20.01	23,269	0.82	2,088	7,109	43.12	90,035

\* 「指定管理事業」とは「指定管理鳥獣捕獲等事業」の略称

\* 「農林業被害状況の合計」欄の面積は造林木、水稲、野菜類の面積を合計したもの。

\* 「農林業被害状況の合計」欄は、H20までは暦年、H21からは年度の値

## 狩猟者登録状況

年度	狩猟者登録数				年度	狩猟者登録数			
	網・わな	第一種	第二種	計		網・わな	第一種	第二種	計
33	69	5,033	152	5,254	2	424	3,853	129	4,406
34	104	4,886	90	5,080	3	457	3,741	141	4,339
35	111	4,945	123	5,179	4	472	3,623	151	4,246
36	91	4,943	160	5,194	5	519	3,447	155	4,121
37	-	-	-	-	6	543	3,342	189	4,074
38	114	5,724	221	6,059	7	525	3,174	183	3,882
39	121	5,887	210	6,218	8	592	3,051	172	3,815
40	119	6,322	252	6,693	9	596	2,975	185	3,756
41	210	6,964	238	7,412	10	616	2,848	159	3,623
42	251	7,375	267	7,893	11	659	2,693	148	3,500
43	210	8,092	282	8,584	12	749	2,612	168	3,529
44	217	8,530	287	9,034	13	809	2,501	176	3,486
45	237	8,846	250	9,333	14	937	2,380	182	3,499
46	185	8,090	195	8,470	15	1,127	2,296	189	3,612
47	213	7,733	186	8,132	16	1,144	2,207	52	3,403
48	248	7,940	152	8,340	17	1,235	2,131	50	3,416
49	301	8,414	188	8,903	18	1,237	2,038	39	3,314
50	342	8,466	201	9,009	19	1,260	1,913	47	3,220
51	427	8,732	188	9,347	20	1,338	1,791	40	3,169
52	453	7,979	129	8,561	21	1,420	1,711	42	3,173
53	507	8,420	173	9,100	22	1,445	1,562	32	3,039
54	459	7,543	278	8,280	23	1,806	1,463	35	3,304
55	459	7,058	232	7,749	24	1,843	1,360	38	3,241
56	446	6,596	226	7,268	25	1,845	1,294	41	3,180
57	429	5,995	207	6,631	26	1,910	1,254	38	3,202
58	408	5,603	166	6,177	27	1,965	1,240	42	3,247
59	418	5,293	164	5,875	28	2,100	1,232	41	3,373
60	418	4,974	167	5,559	29	2,153	1,206	46	3,405
61	403	4,634	154	5,191	30	2,119	1,158	42	3,319
62	387	4,421	147	4,955	元	2,197	1,097	49	3,343
63	397	4,246	132	4,775	2	2,221	1,073	50	3,344
元	414	3,972	120	4,506					

\* (出典) 県自然保護課資料

\* 昭和37年度はデータなし